

東京地域協議会には全ての全国産別労働組合組織を参加させよ!

「改正タクシー適正化特措法」では、地域協議会の決定権が大きくなり、「減・休車」への合意も独占禁止法の除外となり、更に「減・休車」を推し進めるには、労働側の切実な意見を地域協議会に反映させる事が必要です。

現行法での東京地域協議会には、労働側は2組織のみが参加しています。全自交から分裂行動で除名処分を受けた「KPU東京」と、タクシー事業法制定や特措法改正には当初から否定的であった「自交総連東京」が席を占めています。これでは、労働側の意見を東京地域協議会に正しく反映させることはできません。

改正タクシー適正化特措法の実際の運用では、東京の動向が全国の地域協議会に大きな影響を与えます。労働側の意見を正しく反映させる為にも、全ての全国産別組織の東京組織を参加させる事が必要です。

東洋交通労働組合は、「新たな規制」を強化し、タクシー適正化特措法の制定と改正法の制定の為に、組合員の皆さんの協力で全力を注いできました。

春闘での要求前進と、「未収金5%の撤廃と賃金改定」実現は、団結の力!

11春闘での「一時金2万円」、11年秋の「ドライブレコーダーの導入」、12年初頭からの「首都高帰路負担の改善」、12春闘での「一時金2万円」、13年初頭で「首都高大宮線帰路会社負担の解決」「資格取得の会社負担」、13春闘での「解決一時金方式で1万円」「関越道帰路・花園への延伸」、13秋に「未収金5%の撤廃と賃金改定の実現」「中央道帰路・上野原への延伸」「普通救命資格の会社負担」「永年勤続表彰の復活」等と賃金・労働条件の改善を実現できたのは、東洋交通労働組合の団結力と組織力と、労使の信頼関係によるものです。

全乗務員の90%以上が組合員であり、政策闘争と労働条件改善では行動力を示し、労働モ

ラルと労働品質向上に向け組合員の皆さんが努力されている事が、労使の信頼関係を強化させています。

本年も「公共交通機関」としての賃金・労働条件の改善を目指し、闘って参ります。

組合員の皆様の御協力を御願いと共に、東洋交通で働く全ての乗務員・職員が東洋交通労働組合に加盟されるよう、組織強化に努めます。

東洋交通労組は、政策闘争の強化とタクシー産別労働運動の統合を目指す。大会方針を放棄している東京ハイタク労連4役との関係について

第40回東ハイ定期大会以降の経過

11月3日の第40回東京ハイタク労連定期大会での、東ハイ書記長選挙において福島・東洋交通労組書記長と今井・日の丸自動車労組委員長が争いました。選挙結果は36票中、17対19で福島書記長が敗れ、今井氏が東ハイ書記長に就任しました。

この結果は、単に福島書記長個人への票数ではなく、東京ハイタク労連の先頭を切り活動を支え、財政を支え、書記局活動を担ってきた東洋交通労組の役割が否定された事になります。東洋交通労組の役割を否定する事は、東ハイの基本方針と運動を事実的に放棄する事に繋がります。

大会後の11月9日の東ハイ第1回執行委員会において、菊池執行委員長・福島書記長が「①東ハイの『事務局』と『登記』は早急にグリーン新町労組に移す事。②東ハイ4役の責任と分担を明確にすること。③東洋交通労組は政策闘争等には参加するが、文体活動の幹事は受けない。」と、発言しました。

ライオン交通労組の大松委員長が「組織的責任をとって執行委員長には立候補せず、活動の要である書記長に立候補したという今井氏の姿勢が問題であるし、その無責任な人を選出した半数の役

員・代議員とは、東ハイの基本方針・精神を共にできると思えないので、東ハイを脱退せざるを得ない。」と発言し、退席しました。

豊川委員長は、東洋の申し入れについて「①早急にグリーン新町に移します。②財政は金子氏、教宣は今井氏、文体は酒井氏が兼任します。」と、述べました。

更に、新4役から「第1回中央委員会(1/26・27開催予定)は1泊で行いたい」と提案がありました。

菊池執行委員長が「昨年、東ハイと各単組の財政負担が大きく、また『1泊』することで団結が強化されるわけではないので当面中止する事を決定し、まだ2回の中央委員会を都内で行っただけです。東ハイも各単組も財政負担が厳しいので、都内で行うべきで1泊の中央委員会には、反対で参りません。東洋が参加しなければ規定によつて中央委員会は成立しません。次回執行委員会までに4役として再考するように」と、発言しました。

12月7日の東ハイ第2回執行委員会では、「報告・議案書」に「ライオン交通労組から11月30日に脱退届が提出された」こと、「東ハイ中央委員会が三浦で1泊で行う事」が明記されていました。

菊池委員長・福島書記長は議事の変更を要求し「11/28の新宿駅と東京地域協議会への宣伝行動のピラとティッシュの内容は全く労働組合の方針・要求が無いひどいものであった。その上、以前から時間を守った事のない宣材をもつた今井書記長が遅刻するとは無責任である。更に、東ハイ中央委員会を1泊で行えば『東洋は参加しないし、東洋が参加しなければ成立しない』と言ったことを無視して、『1泊の中央委員会』を設定したのか」と発言しました。

4役から「4役で決定しました」との答弁があったので、菊池執行委員長・福島書記長は「成立しないような中央委員会を設定する様な無責任な組織との活動には参加できない」と発言し、退席しました。

今後の政策闘争とタクシー産別労働運動の統合

2002年に小泉内閣の規制緩和と推進によつて、道路運送法が改悪されて以降、新規参入と増車によつてまた景気の後退が拍車をかけ、タクシー労働者に賃金は30年前の水準に落ち込みま

した。ハイタクフォーラム(全自交労連、私鉄総連、交通労連)が先頭になって反対運動を行い、2009年には「タクシー適正化特措法」を成立させ、2013年には「改正タクシー関係3法」を成立させました。「新しい規制」が開始・強化される重要な年が2014年です。政策闘争を前進させるには、タクシー産別労働運動の強化・統合が必要です。

東京ハイタク労連4役が、東ハイ40回大会の方針を放棄している状況では、政策闘争を推し進めるには、タクシー産別労働運動を強化することが必要です。東洋交通労組として組織決断の年です。

「改正タクシー関係3法」が施行される今年こそ、「乗務員の労働条件改善を通じて、より安全快適な輸送サービスを提供するという立法趣旨」を活かすのは、産別労働運動の強化であり、組合員の皆さんの協力です。

ティッシュ配りに「協力を!」

公共交通機関として、タクシーは「安全・安心」と「より良いサービス」が求められています。

世論に安全とより良いサービスを訴えるため、「年始ティッシュ」の配布を行います。私達の賃金・労働条件を改善する世論作りとして、利用者の方々にティッシュの配布をお願い致します。

ご乗車頂いたお客様へお渡し下さい

タクシーを利用される「すべての大切なお客様」のために、わたしたちは安全で快適なタクシーを確立しその利便性と品質を高めてまいります。



東洋交通労働組合 03(5970)9304

「タクシー関連3法案」を活かし『安全で安心』な公共交通タクシーの実現へ

規制緩和と政策がもたらした弊害は、昨年2件の『高速ツアーバス』の事故でもわかるように、いざ過ぎた規制緩和は公共交通産業に必要な、『安全・安心』を崩壊させる事が検証されました。規制緩和と政策に対し、労使共に闘い続けたことにより、『世論・政治・行政』を動かし、11月8日に衆議院で可決、11月20日に参議院で可決・成立しました。「改正法」は11月27日に公布され、2014年1月27日から施行されます。タクシーの業務は、拘束時間が実質20時間以上に及び、更に「規制緩和」と不景気による利用者の減少によつて、過酷な「賃金・労働条件」を強いられています。賃金については、30年前の水準に落ち込んでいます。利用者に対して、「安全・安心」で、快適な輸送サービスを提供する為には、タクシー労働者の「賃金・労働条件の改善」を強く要求しています。